

泉崎村立泉崎小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉崎村立泉崎小中学校の児童及び生徒の保護者に対し、泉崎村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所有するモバイルルータ及び附属品(以下「モバイルルータ等」という。)を無償で貸出することにより、児童及び生徒が学校から借り受けた学習用タブレットを活用した家庭学習に取り組むための通信環境の整備を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童及び生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒で、泉崎村立小中学校に在籍するものをいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) モバイルルータ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第1条第2項に規定する機器をいう。
- (4) SIMカード 第2種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)第4条第2項に規定するSIMカードをいう。

(貸出機器及び台数)

第3条 教育委員会が貸出をするモバイルルータ等は、別表のとおりとする。

2 モバイルルータ等の貸出は、1世帯につき1台とする。

(貸出期間)

第4条 モバイルルータ等の貸出期間は、当該年度の3月末日までとする。

(貸出申請)

第5条 モバイルルータ等を借り受けようとする者(以下「申請者」という。)は、モバイルルータ等貸出申請書(様式第1)を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出決定)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請を受けたときは、その申請の内容を審査し、モバイルルータ等の貸出の可否を決定し、モバイルルータ等貸出承認(不承認)決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

(返却)

第7条 貸出の決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却するものとする。

- (1) 貸出期間が終了したとき。
- (2) 借受者が監護する児童及び生徒の全てが泉崎村小中学校に属さなくなったとき。
- (3) 借受者が第10条の規定により貸出の決定を取り消されたとき。

2 借受者は、モバイルルータ等の利用を終了したときは、泉崎村立小中学校児童生徒用モバイルルータ等返却確認書(様式第4号)を教育委員会へ提出すること

とする。

(申請事項の変更)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 電話番号

(貸出承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段によりモバイルルータ等の貸出の決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、貸出の決定を取り消したときは、モバイルルータ等貸出承認取消通知書(様式第4)により、当該借受者に通知するものとする。

(費用負担)

第10条 モバイルルータ等は無償で貸し出すものとする。ただし、通信費及び電気代等のモバイルルータ等の使用に伴い要する費用は、借受者の負担とする。

2 教育委員会は、前項の規定により、モバイルルータのSIMカード利用による通信料を、当該借受者に請求するものとする。

(借受者の責務)

第11条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) モバイルルータ等は、附属品であるモバイルルータ取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態を保つこと。
- (2) 借受者は、教育委員会が貸し出すモバイルルータ等に、教育委員会が指定する携帯電話会社等以外のSIMカードを使用しないこと。
- (3) 借受者は、モバイルルータ等に教育委員会が指定する情報端末以外の機器を接続して使用しないこと。
- (4) モバイルルータ等は、児童又は生徒の学習目的以外に使用しないこと。
- (5) モバイルルータ等を処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。

(紛失・事故)

第12条 モバイルルータ等に紛失・破損等が発生した場合は、学習用タブレット等紛失・破損等報告書(様式第5号)を教育委員会へ提出しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 借受者の責めに帰すべき理由によってモバイルルータ等を紛失し、又は毀損したときは、借受者はその損害を弁償しなければならない。教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

別表(第3条関係)

機器等	数量
モバイルルータ本体及びSIMカード	1
モバイルルータ取扱説明書	1
USB ケーブル	1
SIMカード取り外しピン	1
モバイルルータ収納箱	1